

助産所開設許可(届出)事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

印

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話 ()

助産所の開設許可(届出)に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第1項(第4条の2第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称		
2 開設場所	〒 電話 () ファクシミリ ()	
3 開設許可	年 月 日 宮城県()指令第 号	
4 変更理由		
5 変更した事項(該当する記号を○で囲むこと。)	(1) 医療法施行令第4条第1項関係 イ 開設者の住所及び氏名 ロ 名称 ハ 定款、寄附行為又は条例 (2) 医療法施行令第4条の2第2項関係 イ 管理者の住所及び氏名 ロ 嘱託医師の住所及び氏名、又は医療法施行規則第15条の2第2項の規定により嘱託医師を定めたものとみなす場合の嘱託する病院若しくは診療所の住所及び名称 ハ 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託医師による対応が困難なとき対応を嘱託する病院又は診療所の住所及び名称	
6 変更の内容	変更後	
	変更前	
7 変更年月日	年 月 日	

注意事項

- 「5 変更した事項」の(1)ロの変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。

- 2 「5 変更事項」の(2)イの変更については、管理者の免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 3 嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類(注1)、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
- 4 嘱託医師による対応が困難なとき、対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
- 5 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

注1：契約書，同意書，証明書等